

質疑(応答記録)

公告No. : No.6

公告日 :平成29年 1月16日

工事名(件名) :市立四日市病院透析室ほか改修工事

No.	図面番号	質疑事項	回答
1	建-1 建-9	建-1(特記)仮設工事の仮設間仕切りにせっこうボードt9.5とありますが、建-9にはせっこうボードt12.5の厚みとあります。t12.5を正としてよろしいでしょうか。御指示下さい。	t12.5を正とします。
2	建-15	建-15改修平面図 注)に「リカバリー内記載のSPについてはL=2,900×H=1,300とする」とありますが同平面図においてはL=950となっています。L=950を正としてよろしいでしょうか。御指示下さい。	L=950を正とします。
3	機-05	APMの特記事項(3)の暖房サーモオフ時の加湿を可能とするとありますが、加湿の配管が図示されておられません。御指示下さい。	機-05更新空調機器リスト(1) 機器番号-APM、機器仕様-特記事項3)「暖房サーモオフ時の加湿を可能とすること」は不要とします。
4	機-06 機-16	図番機-16で、空調機APM-T32iとありますが、機-06には明記がありません。御指示下さい。	機-06更新空調機器リスト(2)を正とします。
5	A-13	ライニング壁鋼製壁下地C-100×50×2.3の土間との固定は彫込アンカー(金属製拡張アンカー)M8@600程度と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
6	A-9 A-15他	設備配管モルタル充填部のPL-9は300角(二つ割)錆止仕上程度とし彫込アンカー(金属製拡張アンカー)M8 4ヶ所/ヶ所と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。

質疑(応答記録)

公告No. : No.6

公告日 :平成29年 1月16日

工事名(件名) :市立四日市病院透析室ほか改修工事

No.	図面番号	質疑事項	回答
7	A-9	既設壁付手摺・車摺及びコーナーガードの脱着は計上しても宜しいでしょうか。また、カウンター移設既設利用品については施設内にて保管場所を提供して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。(保管場所等をご指示願います。)	脱着は、考慮していません。カウンターについては、改修室内に保管ができると考えてますが、できない場合は、協議のうえ保管場所を提供します。
8	A-9	EXP・J金物:既設再利用と記載ありますが、既設品撤去再利用と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
9	A-12	透析カウンター下防水パネルt0.8ジョイント部溶接と記載がありますが、溶接部の処理、立上り寸法Lアングルとの固定方法等をご教示願います。	アルゴン溶接とし、Lアングル上部まで立上げ、折り返し曲げとして下さい。
10	A-9	人工透析室(-1・B通り)出入口透析配管カウンターの天板の材質をご指示願います。	ビニル床シート(A)として下さい。
11	A-9 A-12	DW廻り詳細図にDWかご:現状のまま(2F床に着床)と記載ありますが、DW工事としては特になにもしないと考えると良いでしょうか。(メーカー)	よろしい。
12	A-12	【A-2】軽量鉄骨間仕切壁LW*G:内部グラスウール充填と記載がありますが、t50の24kg/m3品程度と考えると宜しいでしょうか。	よろしい。

質疑(応答記録)

公告No. : No.6

公告日 :平成29年 1月16日

工事名(件名) :市立四日市病院透析室ほか改修工事

No.	図面番号	質疑事項	回答
13	A-15 A-19	配管ピット(1)、(2)のW×H寸法の記載がないように思われます。ご指示願います。また、【T/6】と【T/7】が繋がっているように思われます。W×H寸法が違う場合は、延べ長さ等をご指示願います。	【T/6】・【T/7】共、W300×H140です。
14	A-21 A-22	診療棟 化学療法棟現状平面図の仮囲い設置場所と1期、2期工事の設置箇所と相違していますが、1期工事着手時が、現況平面図で解体・間仕切壁等設置後、仮囲い移設と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
15	A-3 A-22 A-24	1F化学療法室改修工事に於いて、軽量鉄骨壁下地のスタッドの高さが 5mを超える場合の補強方法の記載がないように思われます。どの様に考えれば宜しいでしょうか。ご指示願います。	5mを超える部分はありません。
16	A-1	監督職員事務所を設ける(協議による)と記載がありますが、規模が不明です。また現場事務所設置箇所及び駐車場は無償貸与して戴けるものと考えて宜しいでしょうか。	規模は、10㎡程度として下さい。現場事務所と駐車場は工事ヤード内に設け、無償貸与とします。
17		基本的な作業時間は、8時～19時程度と考えて宜しいでしょうか。	基本的な作業時間は、8時30分～17時と考えて下さい。ただし、施工場所等により休日又は、夜間での作業となる場合は、病院側との協議とします。